

# お知らせ 子ども手当



平成22年4月から、児童手当制度に変わり、子ども手当制度が始まりました。

この制度は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するため、中学校修了までの子ども1人につき月額1万3千円を親等に支給する制度です。

## ●支給対象となる子ども

中学校修了まで  
 (15歳到達後最初の3月31日まで)  
 ※児童手当制度では小学校修了までの子どもが対象となっており、受給者に所得制限がありませんが、子ども手当制度では支給対象が中学校修了まで拡大し、所得制限はありません。

## ●手当の額

子ども1人につき月額1万3千円  
 ※子ども手当制度の開始に伴い、4月以降、児童手当は支給され

ません。

## ●支給月

6月、10月、2月に、それぞれの前月分までを支給  
 ※児童手当の受給資格者については、本年6月に限り、子ども手当とは別に平成21年度分の児童手当(平成22年2月分と3月分)が支給されます。

## ●支給開始月

原則として、申請があった月の翌月から支給  
 ※平成22年3月31日現在、児童手当を受給されている子どももの分については、申請の必要はありませんが、「所得オーバーまたは未申請であるため児童手当を受給されていない方」、「2・3年生を養育されている方」は、申請の手続きが必要です。今年度に限り、9月30日までに

申請をいただきますと、4月分からさかのぼって支給となります。

該当すると思われる方には、申請用紙を送付していただきますので申請の手続きをお願いします。なお、該当すると思われる方で申請用紙が届いていない方や、詳しいことにつきましては、福祉課までお問い合わせください。(公務員の方は勤務先からの支給となりますので、勤務先へお問い合わせください。)

子ども手当の全部または一部の支給を受けずに、子ども・子育て支援の事業に生かしてほしいという方には、寄付を行う手続きもあります。

### ◆問い合わせ先

福祉課 福祉担当  
 ☎ 6573 有線 7772

## —日野駅前通り共栄会—

# ペットボトルキャップ約90万個分を回収!

日野駅前通り共栄会では、平成19年7月からペットボトルキャップのリサイクル回収に取り組みされており、平成22年2月末までに約90万個分(重さにして2251.5kg)のペットボトルキャップを回収されました。ペットボトルキャップ400個(1kg)がごみとして燃やされたら、3,150gのCO<sub>2</sub>が発生すると言われており、このリサイクル回収により約3年間で7,092kgのCO<sub>2</sub>が削減できたこととなります。また、集められたペットボトルキャップは、リサイクルプランターやモップの柄などに生まれ変わり、販売されています。



玄関先を彩る丈夫なリサイクルプランター